

公益財団法人軽種馬育成調教センター

防疫に関する規則

# 公益財団法人軽種馬育成調教センター

## 防疫に関する規則

(制定 平成5年9月30日)  
(改正 平成14年10月28日)  
( " 平成25年6月28日)  
( " 平成27年9月29日)  
( " 令和元年12月25日)

**第1条** 公益財団法人軽種馬育成調教センター（以下「センター」という。）の行う防疫は、管内の家畜保健衛生所及び日高家畜衛生防疫推進協議会の指導によるもののほか、この規則によるものとする。

**第2条** センターに、獣医師の資格を有する防疫担当職員を置き、防疫計画の立案、衛生管理指導等の防疫に係る事務を処理させるものとする。

**第3条** 業務部長は、日高育成総合施設軽種馬育成調教場（以下「調教場」という。）に馬を入場させようとする育成調教責任者に対し、次の各号に掲げる事項について啓蒙指導を図るものとする。

- (1) 馬鼻肺炎等の場長が指定する伝染性疾病の予防接種を予め実施してあること。
- (2) 清潔な馬運車を使用すること。
- (3) 当該馬の健康状態を十分把握していること。

**第4条** 業務部長は、調教場を使用しようとする育成調教責任者に対し、当該使用に係わる申込の際に、当該馬の健康手帳等の書類を予め提出させ、軽種馬防疫協議会の指示に基づく馬インフルエンザ予防接種証明について検査を行うものとする。

**第5条** 業務部長は、道知事の指示があったときは、検査を調教場内に滞在する全ての馬に対し実施させるものとする。

**第6条** 業務部長は、軽種馬防疫協議会又は管内の家畜保健衛生所の指示に基づいて馬インフルエンザ及びその他の疾病の予防接種の実施を、当該育成調教責任者に命ずるものとする。

**第7条** 業務部長は、育成調教責任者に対し、検温等の衛生管理の励行を指導するものとする。

**第8条** 調教場内の馬房及びその周辺の消毒は、次の各号に掲げるもののほか、必要に応じて行うものとする。

- (1) 定期消毒 年4回程度時期を定めて行う。
- (2) 臨時消毒 滞在馬の退きゅう後に行う。

(防疫に関する規則)

**第9条** 業務部長は、防疫上必要があると認めるときは、害虫の駆除を行うものとする。

**第10条** 業務部長は、調教場内に乗り入れようとする馬運車その他の車両について、消毒等の防疫上必要な措置を講ずるものとする。

**第11条** 業務部長は、調教場内において伝染性疾病の発生が疑われるときは、場長に報告のうえ直ちに防疫上必要な措置をとるとともに、日高家畜保健衛生所に届け出てその指示に従うものとする。

**第12条** 業務部長は、この規則に定めるもののほか防疫に関し必要な事項について、別に指示するものとする。

**附 則**

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成14年10月28日に施行し、平成14年11月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和2年1月1日から施行し、令和元年12月1日から適用する。